

毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目 次	ページ
告示	
公告	

告示

○商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区の区域の一部改正（八〇九・港湾空港課）……………1

公告

○土地改良区の役員の退任の届出（山本地域振興局農林部）……………1
 ○土地改良区の役員の住所の変更の届出（仙北地域振興局農林部）……………1
 ○県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施（会計管財課）……………1

選挙管理委員会告示

○公職選挙法の一部を改正する規程（二〇三）……………2

人事委員会規則

○人事委員会規則一一一（公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲）の一部を改正する規則……………2

告 示

秋田県告示第八百九号

商港区、工業港区、漁港区、保安港区、マリーナ港区及び修景厚生港区の区域（昭和五十四年秋田県告示第七百六十九号）の一部を次のように改正し、平成十八年十二月五日から施行する。
 平成十八年十二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城

表秋田港工業港区の項中「一の七四から一の七六まで、」を削り、「三八の四及び図面に青色で着色した区域、」の下に「向浜一丁目の一・二五、一の一・八三、」を加え、表秋田港マリーナ港区の項中「秋田市下新城中野字街道端西二四七（修景厚生港区を除く。）」を「秋田市下新城中野字街道端西二四七、」に、「飯

島字堀川一一八（修景厚生港区を除く。）」を「飯島字堀川八六、一一六の二、一一八（図面に橙色で着色した区域に限る。）」に改め、表秋田港修景厚生港区の項中「一の二五」を削り、「一の四三（工業港区を除く。）」及び図面に緑色で着色した区域、」の下に「向浜一丁目一の七四から一の七六まで、」を加え、「二四七（マリーナ港区を除く。）」及び「八六、一一六の二、」を削る。

公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、三種町浜口土地改良区から次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年十二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城
 退任理事の住所及び氏名
 山本郡三種町浜田字後野三十一番地二 清水 正英

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、大仙市協和小種土地改良区から次のとおり役員の住所の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年十二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城
 一 変更前の理事の住所及び氏名
 大仙市協和小種字新田十六番地 工藤 誠毅
 二 変更後の理事の住所及び氏名
 大仙市協和小種字上鏡台二百十四番地二十三 工藤 誠毅

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十八年十二月五日

秋田県知事 寺 田 典 城
 一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積（㎡）	予定価格（円）
〇一	秋田市土崎港穀保町百	雑種地	四、八四三・	

一	三十番三八		二八〇、〇〇〇、〇〇〇
	秋田市寺内字後城三二二番一八	雑種地	
		一一、九三・六八	

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一	秋田県出納局会計管財課（電話〇一八一八六〇―二七三六）	平成十八年十二月五日（火）から平成十九年一月十九日（金）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	秋田県出納局会計管財課入札室	平成十九年一月二十二日（月）午前十時三十分

四 現場説明の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	秋田県出納局会計管財課入札室	平成十八年十二月十九日（火）午前十時三十分

五 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者（地方自治法施行令第六百六十七条の四の規定に該当する者を除く。）

六 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
- 印鑑、住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (二) 法人の場合

七 印鑑及び登記事項証明書
入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

八 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

九 その他

当該物件は、都市計画法上の市街化区域、準工業地域及び準防火地域に指定されている。

当該物件は、秋田県条例第二十号、臨港地区内の分区の指定及び分区における構築物の規制に関する条例により臨港地区、商港区に指定されている。

当該物件の利用に際しては、別途県有地の賃貸借が必要となる。

建築確認申請に際しては、建築基準法第四十三条に基づく許可申請が必要となる。

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八一八六〇―二七三六)に照会のこと。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第百三十三号

公職選挙法執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十八年十二月五日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

公職選挙法執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法執行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)の一部を、次のように改正する。

別表第三中

重度身体障害者授産施設
大野台グリーンハウス

北秋田市上杉字金沢四百六十九番地

特定身体障害者授産施設
グリーンハウス

北秋田市上杉字金沢四百六十九番地

改める。

附則

人事委員会規則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月五日

秋田県人事委員会委員長 加賀谷 殷

人事委員会規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を改正する規則

規則一一一(公平委員会の事務委託市町村及び一部事務組合の管理職員等の範囲)の一部を次のように改正する。

別表第一大館市出先機関の項中「保健センター」所長、所長補佐

「総合支所」支所長、課長、主幹、課長

「環境センター」所長、主幹、所長補佐

「保健センター」所長、所長補佐

「療局長」の下に、「副診療局長」を、「事務局長」の下に、「事務長」を加え、「企画係長」を「課長補佐、次長、総合病院企画課の企画係長、総合病院総務課の」に改め、同表鹿角市本庁の項中「議事事務局一局長」を「議事事務局一局長、次長」に、「種苗交換会事務局長、参事」を「室長、政策監」に、「国体準備事務局局長」を「国体事務局局長」に、「国体準備事務局次長、学事指導主幹」を「国体事務局次長、学事指導管理監」に改め、同表鹿角市出先機関の項中「花輪市民センター」を「市民センター」に改め、同表潟上市の項の次に次のように加える。

本庁	議事事務局 局長 部長、国体推進事務局次長、 主席参事、参事、課長、室長、土地区画整理事務所 長、人事課において人事、 給与、服務及び職員団体の 事務を担当する主幹、副主 幹、主席主査及び主査、財 政課において予算の事務を 担当する主幹及び副主幹、 秘書広報課において秘書の
----	---

大仙市	総合支所 支所長、主席参事、参事、 次長、課長、診療所長 分室長	教育委員会 局長 事務局長 局長 局長	事務を担当する主幹及び副 主幹 教育長、教育次長、主席参 事、参事、課長、室長
市民会館	館長		
学校給食センター	所長		
公民館	館長		
かみおか嶽雄館	館長		
福祉事務所	所長		
ふるさと館	館長		
地域包括支援センター	所長		
大曲福祉センター	所長		
特別養護老人ホーム	施設長		
介護老人保健施設	事務長		
在宅介護支援センター	所長		
在宅支援ハウス	所長		
幼稚園	園長		
保育園	園長、所長		
病児保育施設	院長、副院長、科長、技師 長、総看護師長、副総看護 師長、事務長、参事、課長		

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

正 誤

ページ 段 行 誤 正

平成十七年十月四日(第七百十五号)掲載の秋田県告示第八百八十号(道路の供用開始)

八 (原稿誤り)

上

終りから

一六

鹿角市八幡平字
長嶺四一番七か

鹿角市八幡平字
西館一一番一か

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話 082-8766 FAX 082-0005
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄